

# 県民の平和の願い代弁 6月定例会



2014年7月27日  
II-66号  
◇発行◇  
日本共産党県議会議員  
渡辺 ゆり子  
<連絡先>  
日本共産党県議団執務室  
電話 023-630-3241(受付)  
自宅：山形市青田2-10-5  
電話 023-642-2365

県議会6月定例会は7月4日閉会し終了しました。  
今定例会では、憲法問題の議論があり、私は、日本共産党の県議として「憲法9条を守ってほしい」との声を代弁し、安倍政権の暴走路線を批判しました。

## 「集団自衛権の行使容認に反対」 請願が不採択

県内2団体から請願が提出されましたが、総務常任委員会では、4日の本会議では、自民党と公明党の県議33人で不採択としました。

本会議では、日本共産党の私、渡辺ゆり子と県政クラブの議員、無所属の議員二人の合計四人が採択を主張し、討論に立ちました。  
※ 私は「集団的自衛権の行使とは、日本が攻撃を受けていなくとも他国の武力



県議会で一般質問をする渡辺ゆり子県議

行使に参加できるように閣議決定はされましたが、それが本質」であり、すぐ発動されるわけではなく、日本の若者が血を流すあるいは他国の人を殺せと命じられる「可能性がある」とを指摘し、「解釈改憲の閣議決定は、国民主権に反する。撤回すべき」と述べ、請願の採択を主張し、討論に参加しました。

## 憲法改正の早期実現を求める「意見書自民党の多数で採択」

4日には、自民党議員の意見書案が提出され、自民党のみの賛成多数で議決も改正されなかったが、内外状況の変化に対応できなくなっている。発議要件の96条を変えて国民投票できるようにせよ」という趣旨

## ゆり子の視点

### 2年連続の大雨被害

7月9日から10日にかけての大雨被害に、特に南陽市は大きな被害を受けました。11日に佐藤明市議と吉野川沿いなどの浸水地域を回り、住民の方の話を聞き、南陽市役所では対策の

ための要望も受けました。昨年にも続いて、床に浸水したお宅では、「何とか直してようやく今年はお盆を迎えられると思っ」たのに「と涙ぐみながら土砂を片付けていました。佐藤市議に自身も被害にあいな

法適用を決め、その一人も出さずにすんだのは幸いでしたが、後、山形県としては、住民の方からは、初生活再建支援法「昨年と同じところ（住宅の全壊・大規模な半壊の世帯に対山形や河川整備が不十分だったのではならないか」などさまざまの適用も発表しました。昨年よりも広範囲な被害になってお日ごろの災害への備

り、農地や関連施設、山林や林道などの調査や状況把握、復旧されたように思い、被害地域だけでなく、全県的な今後の課題として受け止めました。

## 「一般質問で「集団的自衛権の行使」について知事認識を問う」

6月23日には、8項目について一般質問に立ちましたが、ここでも集団的自衛権について吉村美栄子知事の認識を問いました。  
問 憲法9条に反する「集団的自衛権の行使」容認をどう認識しているか、解釈改憲による閣議決定は立憲主義を否定するもので許されない暴挙だと思うが、知事はどう考えるか。



南陽市赤湯中学校で被害状況を視察  
右 渡辺県議 中 佐藤市議



7月12日集団的自衛権行使反対日本共産党の街頭宣伝活動阿曾市議と署名、ハンドマイク宣伝

答 集団的自衛権の行使は、わが国の国家防衛安全保障のあり方、国の大方針にかかわるものであり、また、憲法改定でなく憲法解釈の変更によってこれを認めることは適切なのかという議論もある。このため、他国との関係に留意しながら国民的に議論を十分に行い、慎重に検討を進めていきたいと考える。